



スマッシュ協同組合主催
季刊情報誌

NEW LIFE

目 次

- 1 代表あいさつ
- 2 監査室あいさつ
- 3 SMASH ROUMU
- 4 税務情報
- 5 プロジェクト

- 6 株式会社SBC
- 8 行政書士法人SMASH 申請代行
株式会社スマッシュ不動産
- 9 友の会

代表あいさつ

『数』

数撃ちゃ当たる、数のうち、数の力、数の暴力、数を重ねる——

世の中には“数”という漢字を使った言葉・格言が多くありますが、私ども SMASH グループも“数”からは離れられない仕事をしている。

稀有のヒットメーカー・イチロー氏を育てた元愛工大名電の野球部監督・中村豪氏によると“理屈じゃない、数だ。数をやる”。何かを始めるにあたって、まずはやってみる、数をこなす、その先に始めて理屈で考え、土台が固まるということであろう。

いつの時代も何かをすれば足を引っ張る、マイナスばかりを考える、ケチをつける人はいる。でも数だ。挑戦し、数をこなすこと。それが出来た人のみ目指す夢・目標へたどり着ける。

海外から見たらこんなふざけた馬鹿な国はない。春到来。もう一度馬鹿な日本で思いっきり挑戦し、数をこなし、ユニークな仕事をしよう。

株式会社 SMASH HD 代表取締役
SMASH グループ代表
公認会計士・税理士 森 大輔



元中日ドラゴンズ
川上憲伸様との
スペシャル対談



俳優
竹中直人様との
スペシャル対談



森 大輔氏による
渾身の一冊
“海外進出失敗の法則”



監査室挨拶

誘われる内が花

「あなたまた今度の日曜もゴルフですか。たまには子供をジブリパークにでも連れて行って下さいよ。」

「いや俺もそうしたいのだが、誘われる内が花という言葉もあるように、誰からも誘われなくなれば俺も御仕舞だ。だから金も掛かるけど、これも仕事の一部と思って大目に見てくれよ。ジブリの方はそのうち何とかするよ……」

なんて具合に本当は自分が先頭に立って行くのに、誘われたことにしたりして、言い訳や口実に使えて便利な言葉です。

この「誘われる内が花」という言葉、結構耳にする気がするのですが、まだ広辞苑なんかには載っていません。そのうち載るかもしれません。

話は別ですが、仲間にしたくない、誘いたくないの意味の「お呼びでない（じゃない）」は既に辞書にあります。

老生はゴルフはしませんので、誘われるのは、旅行か手軽なカラオケか。皆さん御想像のとおりお酒くらいです。

しかし、それらの仲間も鬼籍に入るか、健康に問題があって、だんだんと少なくなって、今では「誘ってくれるが貴重」となってきました。

ところで皆さんは最近何に誘われましたか？

「高年齢雇用継続給付の見直し」

高年齢雇用継続給付とは

雇用保険の被保険者期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の労働者を対象にした給付金です。上記の要件以外には60歳以降の賃金が60歳時点の75%未満になった労働者が対象になります。

給付率の見直し

改正前は、「最大15%」であった給付率が、令和7年（2025年）4月1日以降は、「最大10%」に縮小されます。

企業側への義務事項

給付金が減額される一方で、高年齢者雇用安定法では高年齢者の失業を防ぐため、企業側には、下記の3点のいずれかの措置を講じることを義務と付しています。

- ・65歳までの定年年齢引き上げ
- ・定年制廃止
- ・65歳までの継続雇用制度導入（再雇用制度・勤務延長制度）

企業側が対応すべきこと

高年齢雇用継続給付の縮小は、企業に大きな影響を与えることになるでしょう。現時点では、「高年齢雇用継続給付」に加え、従業員が65歳になると受け取れる「老齢厚生年金」の支給も加味し、60歳以降の賃金を低く設定している企業も少なくないはずです。法改正後は給付金額が減少するため、低い賃金のままでは、従業員の所得が大きく下がることになり、有能な人材が流出してしまうかもしれません。

65歳以上の高年齢者も企業にとっては貴重な人材です。給付金がなくとも働くことができる環境を整える必要があります。

また、2021年4月施行の法改正により「70歳までの高齢者就業確保措置」が努力義務となったこともあり、高年齢者が働き続ける社会をつくることで「高年齢雇用継続給付」は将来的には廃止することも検討がされています。

定年年齢や継続雇用を70歳に引き上げる制度を導入する場合には、就業規則の整備や、賃金制度、評価制度を見直す場合には、賃金規定の見直しが必要です。

税務情報

賃上げ

賃上げ促進税制の活用も視野に！

現在、インフレにより企業も家計も大変苦しい状況です。インフレの指標となるCPI（消費者物価指数）の総合指数は前年同月対比で4%も増加しております（2025年1月：総務省統計局より）。こうした状況を踏まえ、政府は、働く人の賃金の増加を企業にお願いし、企業側も努力をされています。現在のインフレがコストプッシュ型のインフレのため、中小企業サイドからすると単純な賃上げは厳しいのが現実ですが、企業の継続、発展には人材確保は重要な課題です。

こうした厳しい状況のなかでの賃上げに対し、税制では優遇措置がとられています。今回は中小企業向け（資本金または出資金の額が1億円以下・従業員1000人以下の個人事業主）の措置をご紹介します。

適用対象	青色申告書を提出する中小企業者または個人事業主
控除率	15%（要件：全雇用者給与総額 前年対比+1.5%の場合） 30%（要件：全雇用者給与総額 前年対比+2.5%の場合） 上乗せ要件①（教育訓練費）控除率10%上乗せ 上乗せ要件②（子育てとの両立・女性活躍支援）控除率5%上乗せ ※最大45%

具体的には、全雇用者（役員・役員との特殊関係は除く・パートアルバイトを含む）に対し、前期は年間1,000万円の給与支給額に対し、今期1,200万円の給与支給額であった場合、前年対比+20%増のため、30%の控除率となり、控除額は、**増加分200万円に対する30%で60万円の税額控除**となります。（法人税額又は所得税額の20%上限額となります）

今回のご紹介では、上乗せ要件の①教育訓練費、②子育て支援・女性活躍支援の説明は省きますが、賃金の増加だけでも税額効果があることがわかります。

また、中小企業においては、**賃上げを実施した事業年度に控除しきれなかった控除額について、5年間繰り越すことが可能となりました。**

物価上昇や人材不足などの背景から、企業による賃上げへの機運が高まっています。このような状況下で、賃上げを実施したいと考えている企業が活用できる措置の一つが「**賃上げ促進税制**」です。賃上げ促進税制を活用し、人材確保・自社の成長に役立てていただけたらと考えます。

2027年3月末まで期限延長！適用要件見直しも 中小企業経営強化税制

中小企業経営強化税制とは？

青色申告書を提出する中小企業者等が、2027年3月31日までの期間に、認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の10%（資本金3000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

2025年3月末としていた期限を2年間延長し2027年3月末までとなりました

適用されるための3つの条件

- ✓適用には経営力向上計画の策定が必要
- ✓中小企業者であること
- ✓対象となる事業内容の確認（電気業、熱供給業、水道業、娯楽業（映画業を除く）などは対象外）

受けられる税制措置

税額控除10%

即時償却と比べて最終的にかかる納税額が減る可能性が高くなっています。

または

即時償却

かかる金額を一括して処理できるため、その年の法人税の課税対象となる所得をおさえます。

令和7年度税制改正により各要件の見直しと拡充がされます！

設備の目的に応じて3種類の類型があります！（C類型は改正により廃止）

【B類型の拡充】

売上高100億円を目指す中小企業は「建物」も対象

類 型	A類型	B類型	D類型
	生産性向上設備	収益力強化設備	経営資源集約化設備
要 件	生産性が旧モデル比年平均1%以上改善 【生産性の指標の見直し】	投資収益率が年平均7%以上の投資計画	修正ROA（総資産利益率）または有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備
対象設備	建物附属設備（60万円以上）、機械装置（160万円以上）、工具・器具備品（各30万円以上）、ソフトウェア（70万円以上）		
確認要件	工業会等または経済産業局の確認（認定経営革新等支援機関のサポート）		
税制措置	即時償却 または 税額控除10%（資本金3,000万円超は7%税額控除）		
控除上限	中小企業投資促進税制と合わせて法人税額×20%（1年間繰越し可）		

中小企業経営強化税制による優遇を受けられると常に大きなメリットがあります。設備投資を行う際は、積極的に検討しましょう。
適用には経営力向上計画の策定が必要です。ぜひ一度ご相談ください！

税理士法人スマッシュ経営（認定経営革新等支援機関）
愛知県知立市長田1-11
TEL:0566-83-3055
MAIL:info@smash-keiei.com

～認定支援機関で対応できます～

- ・各種補助金申請
- ・経営改善計画書の作成
- ・創業支援
- ・優遇金利での資金調達 など



▲動画でも
ご視聴できます

会場

知立本社 : 令和7年6月3日(火)10:00～17:30

名古屋オフィス: 令和7年6月9日(月)10:00～17:30

中期5カ年計画

立案セミナー開催

それぞれ
社限定

企業経営に必要な項目を照らして、
個々の課題を抽出から解決までサポート

1日で

自社
分析

経営目標
作成

数値
5カ年
計画立案

を完成

特徴

- ・専門ソフトウェアを活用し、わずか1日で経営計画書を作成！
- ・5年間の損益・貸借・キャッシュフローを順次確認でき、何度でも徹底的に経営のシュミレーションができる！
- ・年間3000社以上の参加者数実績を誇る、日本最大の経営セミナー！

セミナー 内容

午前

- ・経営計画の目的・効果
- ・自社分析…強み・弱みを整理
- ・経営理念作成…企業の目的・使命・価値
- ・中期ビジョン作成…5年後のありたい姿

午後

- ・売上計画…売上区分別の売上
- ・経費計画…人員、販売活動、製造費etc
- ・設備投資計画…回収・支払・在庫、投資、借入・返済etc
- ・改善計画作成…何通りも計画を比較し最善の計画を作ります
- ・経営計画書(完成)の確認
- ・目標達成のための経営サイクルの確立について

開催場所

知立本社 : 知立市長田一丁目11番地
名古屋オフィス: 名古屋市熱田区金山町1丁目7番5号
電波学園金山第1ビル9F内会議室(名古屋支店)

日時

知立本社 : 令和7年6月3日(火) 10:00～17:30
名古屋オフィス: 令和7年6月9日(月) 10:00～17:30

会費

55,000円(税込) 昼食付

中期経営計画を作る理由とは？

【自分が成りたい経営者になる為に】

中長期経営計画を作る理由は、「自分が成りたい経営者になる為」です。「高級車に乗れる経営者になる」「売上は生活に困らない程度でいい」「社会に貢献できるこの仕事が好きだから、この地域でNO1を目指して」などいろいろあると思います。自分が成りたい経営者になる方法を知っている方以外で、どのようにしたらいいのかわからず、ただ忙しい日々を過ごしてしまいそうなあなたは、このセミナーに是非参加してみてください。裏面にはセミナーに参加された方の感想が書いてありますので参考にさせていただき、少しでも興味がございましたらお申し込みの方を宜しくお願いします。

中期経営計画を事業承継で利用された方 又は経営計画でご利用された方の感想

事業承継

BA様

父親からは「お前が後継者だ」などと一度も言われたことがなかったので正直言ってピンときていませんでした。でも実際にセミナーに参加して、うちの会社の弱みや強みを分析していくうちに、この際だから積極的に発言して、これまで思っていた自分なりの経営ビジョンを父親に話そうと思うようになりました。セミナーはこれまで意思の疎通が十分とは言えなかったお互いの垣根を超えるという意味でも、絶好の機会となったのです。「そこまで考えていたのか」そう呟いた親父の嬉しそうな顔をみて、自分も自信が持てました。

経営計画

HP様

弊社の強み弱みを改めて知り、今後に向けて考える良い機会になりました。過去の数字を考察することは多いですが、未来に向けて経営を考えることは無かったので良かったです。

経営計画

SS様

経営理念があって会社は存在できると感じます。弊社は経営面では問題なく推移していますが、改めて理念の確立が必要だと感じます。それから、社員教育、経営計画立案に取り組みたいと思います。大変啓発されるセミナーでした。

中期5カ年計画立案セミナー申込用紙

会社名	電話 番号 ()
参加者名	参加日：(知立) 6/3(火) ☐ (名古屋) 6/9(月) ☐
ふりがな	メールアドレス @
ふりがな	※こちらのメールアドレスに申し込み後連絡をさせていただきますので、必ずご記載ください。

お問合せ先・FAX受付先

株式会社SBC

担当長坂

TEL :052-908-7077

FAX:052-908-7088



同じように愛情を注いで育てた子ども達
跡を継いでくれる子
よく遊びにくる子
いつも幸せそうな子、そうでない子

あなたの相続どうします？
子ども達に丸投げですか

コラッ。ケンカをやめなさい！

いつまでも、笑って昔話ができるよう
ケンカがはじまる前に
遺言を書いてみませんか

公正証書遺言
自筆証書遺言書保管制度
遺言執行のお手伝い

トップクラスの実績でお客様にお応えする ☎ 0566-83-3718

行政書士法人SMASH申請代行



将来を見据えた活用法は？
みなさんはどうしてるの？
有利なのは相続の前？後？
とにかく、専門家と話がしたい

スマッシュは不動産も取り扱っています



株式会社スマッシュ不動産

愛知県知事(2)第 21803 号

TEL : 0566-82-9006

大人のお稽古事レッスン日情報

教 室		詳 細	
水彩画教室		日 程	4/15 (火)、4/29 (火)、5/6 (火)、5/20 (火)、6/3 (火) 6/17 (火)、7/1 (火)、7/29 (火)、8/5 (火) 13:00~15:00
		会 場	パティオ池鯉鮒 工芸室
		参 加 費	13,000 円/12回 (6ヶ月・12回)
		お問い合わせ先	080-3912-9958 神谷希代美
寺子屋知立教室 (写真)		日 程	4/11 (金)、5/9 (金)、6/6 (金)、7/4 (金)、8/8 (金) 13:00~16:00
		会 場	パティオ池鯉鮒 講義室
		参 加 費	500 円/1回
		お問い合わせ先	090-1782-0342 野村賢孝
折り紙教室		日 程	4/4 (金)、4/18 (金)、5/9 (金)、5/23 (金)、6/6 (金) 6/20 (金)、7/4 (金)、7/18 (金) 14:00~15:30
		会 場	パティオ池鯉鮒 ワークショップ室
		参 加 費	500 円/1回
		お問い合わせ先	090-4868-2563 酒井
己書教室		日 程	4/11 (金)、5/9 (金)、6/6 (金)、7/11 (金) 10:00~13:00~ 二部制
		会 場	メープルけやき (知立市ハツ田町泉45)
		参 加 費	2,200 円+ワンオーダー/1回
		お問い合わせ先	090-2921-1331 小林大華
ランニング倶楽部		日 程	毎週木曜日
		会 場	パティオ池鯉鮒 駐車場 旗が目印
		お問い合わせ先	スマッシュ経営 細井誠
台湾愛好倶楽部		日 程	不定期
		会 場	スマッシュ経営 名古屋オフィス
		参 加 費	無料
		申 込 期 限	開催1週間前まで
		お問い合わせ先	スマッシュ経営 内田

教室開催日は、いつでも見学・参加可能です。各お問い合わせ先にご予約いただきますようお願いします。